

第2期宍粟市障害者福祉計画

(計画年度：平成21～23年度)

平成21年4月策定

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画におけるサービス利用者	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の策定体制	3
6. 第2期計画の変更内容	3

第2章 障害福祉サービスの利用状況

1. 障がいのある人の現状	4
2. 障害福祉サービスの利用状況	9
3. 地域生活支援事業の利用状況	12

第3章 計画の基本方針及びサービス確保のための方策

1. 基本理念	15
2. 基本目標及び施策の体系	16
3. 地域生活又は一般就労への移行の数値目標	24
4. 障害福祉サービスの必要量とその確保のための方策	27
5. 地域生活支援事業の実施に関する事項とその確保のための方策	35

用語の使い方

この計画では、年齢区分による表現が必要である場合や法律上の名称、慣用的な用語などを除き、障害児を含む総称としての“障害者”を「障がいのある人」という表現で統一しています。

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

障がいのある人の福祉サービスは、平成18年4月から従来の支援費制度に替わり「障害者自立支援法」が施行され、施設や事業を再編して、障がいの種別に関わらず障がいのある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されることとなりました。

障害者自立支援法が施行され3年が経過しましたが、(Ⅰ)1割を原則とする利用者負担、(Ⅱ)事業者の減収、(Ⅲ)サービスの質・人材確保の困難(Ⅳ)抜本的な制度改正に伴う混乱など、課題が山積しています。

国では、平成19年度・20年度の特別対策として、(Ⅰ)低所得者世帯への月額負担上限額の軽減、(Ⅱ)事業者に対する激変緩和措置、(Ⅲ)新法移行等のための緊急的な経過措置を実施しました。法施行3年の見直しとともに、21年度にも特別対策としてさらなる利用者負担の軽減や、障害福祉サービス報酬の改正による事業者の経営基盤の安定とともに、サービスの質の向上と人材の確保を図ることとしています。

さて、障害者基本法第9条において市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画である「障害者基本計画」の策定と、さらに障害者自立支援法第88条に定める3年間を1期とした各年度における指定障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める「市町村障害者計画」の策定が義務づけられました。

本市では、これにより中長期の基本的な計画として障害者福祉プランを、3年間を1期とした実施計画を障害者福祉計画と定め、平成19年3月に両計画を策定しました。

法施行3年が経過するこの間のさまざまな変化を踏まえ、「宍粟市障害者福祉計画」の見直しを行い、「第2期宍粟市障害者福祉計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、本市の障害者基本計画である「障害者福祉プラン」に基づく3年間の実施計画の位置づけである「障害者福祉計画」の第2期計画として策定するものです。

また、本市行政の基本指針である「総合計画」や、施策に関する部門別計画としての「老人保健福祉計画」、「次世代育成行動支援計画」などの他の計画と

の整合性を図りつつ、3年間で1期とした各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるものです。

3. 計画におけるサービス利用者

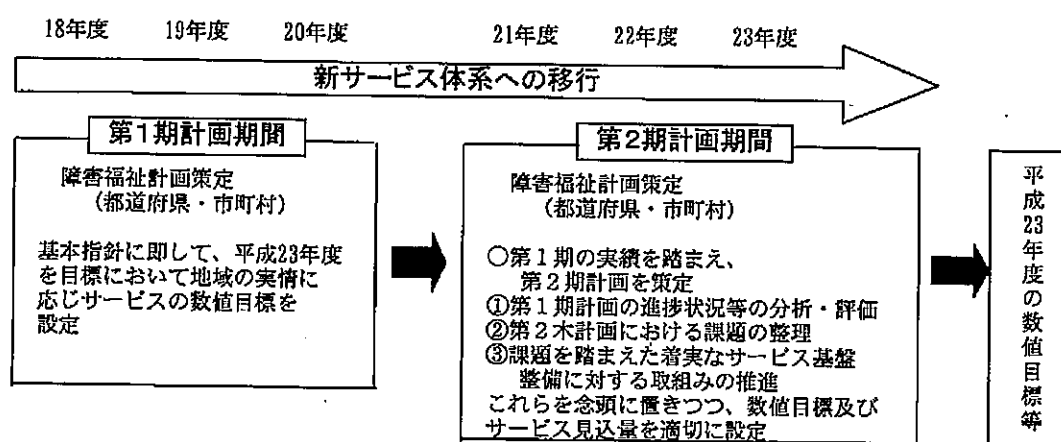
本計画のサービス利用者としては、身体障害者・知的障害者・精神障害者のほか、発達障害（児）者についても対象としますが、要介護認定を受けている障害のある人が介護保険サービスを利用する場合を除くなど、施策によりサービス利用者は異なります。

4. 計画の期間

障害者福祉計画は3年間で1期として策定することとされており、第1期計画策定時に平成23年度を目標年度としています。

本計画は、第2期計画期間として、平成21～23年度を期間としています。

ただし、計画内容については、計画期間中の社会情勢の変化や、国の障害者保健福祉施策などを踏まえ、必要な見直しを行うこととします。



5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定に係る組織として、宍粟市保健福祉推進委員会の障害者福祉部会委員をもって障害者福祉プラン・障害者福祉計画策定委員会を設置し、障害者団体やボランティア、施設代表、サービス提供事業者代表などの要望や意見を聴取し、策定しました。

6. 第2期計画の変更内容

(1) 第2期計画に向けた変更ポイント

- 都道府県・市町村の協働による圏域単位のサービス基盤整備の促進等
- 障がいのある人の地域生活への移行の一層の促進
- 相談支援体制の充実・強化
- 一般就労への移行支援の強化
- 虐待防止に対する取組みの強化
- サービス見込量に対する考え方の見直し

(2) 第2期計画に向けた考え方

兵庫県が示した次の基本的な考え方に基づき、平成23年度目標の達成に向けた取組を一層強化することとし、広域的な対応が必要な施策の実施にあたっては、県及び西播磨圏域自立支援協議会との連携、連絡調整を行います。

- ① 県内どこでも必要な訪問系サービスを保障
- ② 希望する障害者等に日中活動を保障
- ③ グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進
- ⑤ 障害福祉サービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築

第2章 障害福祉サービスの利用状況

第2章 障害福祉サービスの利用状況

1. 障がいのある人の現状

I. 人口構造の推移

(単位：人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成19年	平成20年
総人口	47,685	45,460	43,302	44,962	43,979
0～14歳	8,803	7,481	6,394	6,231	6,010
15歳～64歳	29,215	27,373	25,776	27,326	26,476
65歳以上	9,667	10,606	11,132	11,405	11,493

(資料：平成7年・12年・17年は国勢調査数値

平成19年・20年は12月31日現在 住民基本台帳調)

II. 障がいのある人の状況

(1) 身体障害者手帳交付者数

平成20年12月31日現在、宍粟市において身体障害者手帳の交付を受けている人の総数は、2,013人で、人口に占める割合は約4.5%となっています。

等級別の推移は次のとおりです。

①等級別の推移

(単位：人)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1級	498	495	529	525
2級	392	380	401	399
3級	267	261	272	271
4級	445	443	484	488
5級	167	150	160	158
6級	170	158	150	155
合計	1,939	1,887	2,005	1,996

(資料：平成17年度～19年度は年度末3月31日現在数値

平成20年度は12月31日現在 市障害福祉システム数値)

(2) 療育手帳交付者数

平成20年12月31日現在、宍粟市において療育手帳の交付を受けている人の総数は、292人で、人口に占める割合は約0.6%となっています。

判定別・年齢別の推移は次のとおりです。

①判定別・年齢別の推移

(単位：人)

区分		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
A 判定	18歳未満	26	24	27	25
	18歳以上	121	112	135	133
	計	147	136	162	158
B1 判定	18歳未満	17	18	16	15
	18歳以上	81	70	72	74
	計	98	88	88	89
B2 判定	18歳未満	15	17	21	31
	18歳以上	23	22	23	27
	計	38	39	44	58
合計		283	263	294	305

(資料：平成 17 年度～19 年度は年度末 3 月 31 日現在数値

平成 20 年度は 12 月 31 日現在 市障害福祉システム数値)

(3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

平成 20 年 12 月 31 日現在、宍粟市において精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の総数は、97 人で、人口に占める割合は約 0.002%となっています。

区分推移は次のとおりです。

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
1 級	14	16	11	13
2 級	57	68	64	59
3 級	14	16	16	15
合計	85	100	91	87

(資料：平成 17 年度～19 年度は年度末 3 月 31 日現在数値

平成 20 年度は 12 月 31 日現在 市障害福祉システム数値)

②入院患者及び通院患者の状況

入院医療から通院医療へという精神保健医療の大きな流れのなかで、長期入院患者が減少し、通院しながら在宅で生活する患者が増加しています。

精神障害者の通院医療費公費負担受給者数

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
通院医療費公費負担受給者数	240	245	208	227

(資料：平成 17 年度～19 年度は年度末 3 月 31 日現在数値

平成 20 年度は 12 月 31 日現在 市障害福祉システム数値)

Ⅲ. 障害児の就学の状況

宍粟市では、平成 20 年 12 月末現在の保育所、幼稚園の入所入園児童数は 1,239 人で、その内、保育所の障害児加配から計れる障がいのある児童数は 34 人です。ただし、在宅児童や幼稚園通園児童等のすべての把握は困難な状況です。

宍粟市の保育所（認可外含む）は 17 所（認可 14、認可外 3）、幼稚園は 17 園です。

障害児の保育所・幼稚園入所・入園状況

(単位：人)

	平成 18 年 3 月 31 日現在				平成 20 年 12 月 31 日現在			
	入所・入園児童総数		障害児数（加配児）		入所・入園児童総数		障害児数（加配児）	
	保育所	幼稚園	保育所	幼稚園	保育所	幼稚園	保育所	幼稚園
0～2 歳児	367		5		379		3	
3 歳児	228		1		189		11	
4 歳児	146	271	4		129	209	10	
5 歳児	138	282	2		122	211	10	
合計	879	553	13		819	420	34	

※保育所入所者数等は認可保育所のみ

障害児の就学については、市立校28校に設置された特別支援学級（26クラス）に39人が在籍しています。

障害児学級数と在籍者数

（単位：校、人）

	平成18年3月31日現在					平成20年12月31日現在				
	学校数	児童総数	障害児学級数	障害児学級設置校数	在籍児童数	学校数	児童総数	障害児学級数	障害児学級設置校数	在籍児童数
小学校	20	2,699	25	12	39	20	2,649	19	11	29
中学校	8	1,502	9	6	13	8	1,283	7	6	10
合計	28	4,201	34	18	52	28	3,932	26	17	39

特別支援学校には、37人が在学しています。

特別支援学校の在学状況

（単位：人）

	平成18年3月31日現在			平成20年12月31日現在		
	在学者数（18人）			在学者数（37人）		
	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部
西はりま特別支援学校	6		1	3	15	12
播磨特別支援学校		1	6			2
姫路聴覚特別支援学校			1			1
書写特別支援学校			1			
和田山特別支援学校			1			
加古川特別支援学校			1			
上野原特別支援学校						1
北はりま特別支援学校				1		
県立高等特別支援学校						2
合計	6	1	11	4	15	18

IV. 市内の障害者支援施設等の入・通所の状況

①市内の障害者支援施設の状況

(平成 20 年 12 月 31 日現在)

施設名称	所在地	開設時期	定員	市民利用者数	施設区分	施設内容
指定障害者支援施設						
(入所施設) はりま自立の家	一宮町 伊和 872-48	S56. 11. 1	(施設入所支援) 50 人 (生活介護) 60 人	(施設入所支援・生活介護) 10 人 (通所) 生活介護 4 人 短期入所 1 人 児童デイ 15 人	(旧法区分) 身体障害者療護施設	18 歳以上の身体障害者の入所施設
しろう自立の家	波賀町 小野 502-5	H7. 10. 1	(施設入所支援) 50 人 (生活介護) 50 人 (就労継続支援 B 型) 10 人	(施設入所支援・生活介護及び就労 B) 39 人 (通所) 生活介護 1 人	(旧法区分) 知的障害者更生施設	18 歳以上の知的障害者の入所施設
知的障害者授産施設						
宍粟市立 さつき園	山崎町五十波 390-1	S51. 4. 1	35 人	27 人	知的障害者授産施設	18 歳以上の知的障害者の通所施設

②市内の地域活動支援センターの状況

(平成 20 年 12 月 31 日現在)

作業所名称	所在地	開設時期	市民利用者数	主たる対象者
すぎの木工房	山崎町中広瀬 151	H19. 4. 1	18 人	精神障害者
さつき作業訓練所	山崎町五十波 390-1	H20. 10. 1	11 人	知的障害者

③市内の小規模作業所の状況

(平成 20 年 12 月 31 日現在)

作業所名称	所在地	開設時期	市民利用者数	主たる対象者
あおぞら太陽の家	山崎町岸田 608-3	H14. 4. 1	17 人	身体障害
ひより作業所	山崎町塩山 1154	H15. 7. 1	5 人	身体障害
チェシャー・ショップ	山崎町木ノ谷 5-1	H18. 11. 1	11 人	知的障害

※市外の小規模作業所の利用状況

1 作業所 1 名利用

2. 障害福祉サービスの利用状況

①支給決定者の状況

(平成20年12月31日現在)

サービスの種類	支給決定者数	サービスの種類	支給決定者数
訪問系サービス	28人	旧法施設支援(入所)	40人
居宅介護	27人	旧身障入所更生施設	2人
重度訪問介護	1人	旧身障入所療護施設	7人
日中活動系サービス	107人	旧身障入所授産施設	3人
生活介護	70人	旧知的入所更生施設	24人
自立訓練(機能訓練)	1人	旧知的入所授産施設	2人
自立訓練(生活訓練)	2人	旧知的通勤寮	2人
就労移行支援	1人	旧法施設支援(通所)	32人
就労継続支援(A型)	—	旧知的通所更生施設	1人
就労継続支援(B型)	10人	旧知的通所授産施設	31人
児童デイサービス	23人		
短期入所	38人	新体系サービス計	255人
居住系サービス	11人	旧体系サービス計	99人
共同生活介護	3人		
共同生活援助	8人		
施設入所支援	71人		

②障害福祉サービスの利用状況

(1) 訪問系サービス

利用量は1期計画目標値を下回っており、その要因は家族介護が主であることと、地域生活移行が進みにくい現状であることがあげられます。

(単位:時間/月)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	第1期計画値 (平成20年度)
居宅介護	268時間	258時間	315時間	388時間
	19人	19人	25人	28人
重度訪問介護	250時間	150時間	179時間	300時間
	2人	1人	1人	2人

(上段:利用時間数 下段:利用者数)

(平成18・19年度3月サービス実績、平成20年度見込量)

(2) 日中活動系サービス

1期計画目標値との差は、事業所の新体系移行時期の変更が主なものですが、就労継続支援A型事業所が少なく、近隣市町には全くない状態であり、利用者がありませんでした。

また、児童デイサービスや短期入所についても、平均利用日数の減少から計画を下回っています。

(単位：人日/月)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	第 1 期計画値 (平成 20 年度)
生活介護	27 人日	577 人日	1,453 人日	600 人日
	2 人	28 人	65 人	40 人
自立訓練 (機能訓練)		23 人日	23 人日	0 人日
		1 人	1 人	0 人
自立訓練 (生活訓練)		45 人日	44 人日	120 人日
		2 人	2 人	6 人
就労移行支援 (養成施設)	7 人日			
	1 人			
就労移行支援		39 人日	44 人日	46 人日
		2 人	2 人	2 人
就労継続支援 (A型)				120 人日
				6 人
就労継続支援 (B型)		41 人日	187 人日	140 人日
		2 人	10 人	7 人
児童デイサービス	39 人日	50 人日	50 人日	95 人日
	10 人	14 人	14 人	17 人
短期入所	79 人日	80 人日	77 人日	135 人日
	9 人	7 人	10 人	14 人

(上段：利用日数 下段：利用者数)

(平成 18・19 年度 3 月サービス実績、平成 20 年度利用見込量)

参考 旧法施設支援（単位：人日／月）

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
旧入所系サービス	3,139 人日	2,446 人日	1,121 人日
	102 人	81 人	38 人
旧通所系サービス	600 人日	550 人日	490 人日
	32 人	30 人	29 人

（上段：利用日数 下段：利用者数）

（平成 18・19 年度 3 月サービス実績、平成 20 年度利用見込量）

（3）居住系サービス

1 期計画目標値との差は、事業所の新体系移行時期の変更が主なものですが、地域生活移行が進みにくい現状であることから共同生活援助の利用が下回っています。

（単位：人日／月）

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	第 1 期計画値 （平成 20 年度）
共同生活介護 （ケアホーム）	52 人日	54 人日	78 人日	69 人日
	2 人	2 人	3 人	3 人
共同生活援助 （グループホーム）	109 人日	143 人日	173 人日	184 人日
	4 人	5 人	6 人	8 人
施設入所支援	0 人日	808 人日	2,048 人日	820 人日
	0 人	27 人	69 人	27 人

（上段：利用日数 下段：利用者数）

（平成 18・19 年度 3 月サービス実績、平成 20 年度利用見込量）

（4）相談支援（サービス利用計画作成事業）

粟市は相談支援事業を市が直接実施しており、相談事業の中でサービス利用計画についても行っており、計画作成事業単独として行っていないことから、目標値を下回っています。

（単位：件／月）

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	第 1 期計画 （平成 20 年度）
相談支援	0 件	0 件	0 件	10 件
	0 人	0 人	0 人	10 人

（上段：利用件数 下段：利用者数）

（平成 18・19 年度 3 月サービス実績、平成 20 年度利用見込量）

3. 地域生活支援事業の利用状況

概ね1期計画目標値と同程度の利用等がありました。

(1) 相談支援事業（実施 無：0 有：1）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	第1期計画値 (平成20年度)
障害者相談支援事業	1	1	1	1
地域自立支援協議会	1	1	1	1

(2) コミュニケーション支援事業（利用登録者数）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	第1期計画値 (平成20年度)
コミュニケーション支援事業	17人	17人	18人	20人

(3) 日常生活用具給付事業（給付件数）

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	第1期計画値 (平成20年度)
日常生活用具給付事業	65件	96件	118件	105件

(4) 移動支援事業（実施箇所数・利用者数）

区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		第1期計画値 (平成20年度)	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
移動支援事業	7ヶ所	1人	7ヵ所	3人	7ヵ所	3人	7ヵ所	2人

(5) 地域活動支援センター事業 (実施箇所数・利用者数)

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		第 1 期計画値 (平成 20 年度)	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
基礎的事業	0 箇所	0 人	1 ヵ所	13 人	2 ヵ所	24 人	1 ヵ所	13 人
機能強化事業	0 箇所	0 人	1 ヵ所	13 人	2 ヵ所	24 人	1 ヵ所	13 人

(6) その他の地域生活支援事業

①訪問入浴サービス事業 (実施箇所数・利用者数)

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		第 1 期計画値 (平成 20 年度)	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
訪問入浴サービス事業	1 ヵ所	0 人	1 ヵ所	0 人	1 ヵ所	0 人	1 ヵ所	2 人

②更生訓練費給付事業 (実施箇所数・利用者数)

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		第 1 期計画値 (平成 20 年度)	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
更生訓練費給付事業	2 ヵ所	3 人	2 ヵ所	4 人	2 ヵ所	4 人	2 ヵ所	2 人

③社会参加促進事業 (実施 無: 0 有: 1、自動車運転免許取得・自動車改造助成は利用件数)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	第 1 期計画値 (平成 20 年度)
スポーツ・レクリエーション 教室等開催事業	1	1	1	1
点字・声の広報 等発行事業	0	1	1	1
奉仕員養成研修 (派遣) 事業	0	0	0	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	運転免許取得 0 件 自動車改造 3 件	運転免許取得 2 件 自動車改造 4 件	運転免許取得 2 件 自動車改造 1 件	運転免許取得 2 件 自動車改造 3 件

④生活支援事業（実施箇所数・利用者数）

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		第 1 期計画値 (平成 20 年度)	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
生活訓練等事業	1 ヵ所	15 人	1 ヵ所	15 人	1 ヵ所	15 人	1 ヵ所	15 人

⑤日中一時支援事業（実施箇所数・利用者数）

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		第 1 期計画値 (平成 20 年度)	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
日中一時支援事業	5 ヶ所	18 人	5 ヶ所	24 人	6 ヶ所	17 人	5 ヶ所	15 人

第3章 計画の基本方針及び サービス確保のための方策

第3章 計画の基本方針及びサービス確保のための方策

1. 基本理念

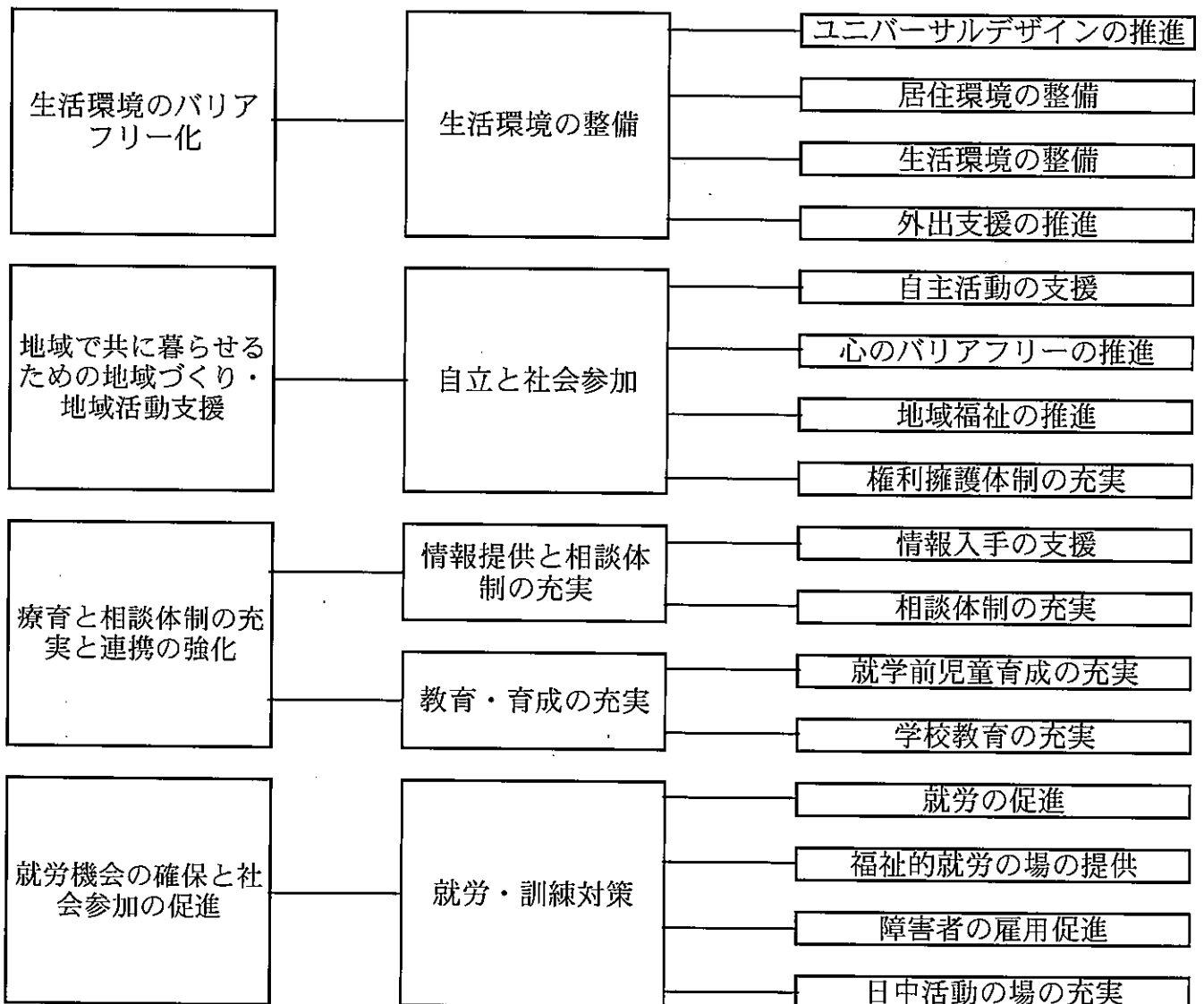
基本理念に基づき、以下の施策の体系に沿って、施策を展開していきます。

◆基本理念（テーマ）◆

「地域」で共に暮らせるまちづくり

【基本目標】

【基本施策】



2. 基本目標及び施策の体系

I. 生活環境のバリアフリー化

障がいのある人の自由な外出と、社会参加を妨げないよう、生活環境におけるバリアフリー化を推進します。

また、障がいの有無にかかわらず、すべての人にやさしい生活環境の整備を推進します。

(1) 生活環境の整備

①ユニバーサルデザインの推進

障がいの有無・年齢・性別等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物・施設の整備や推進に努めます。

市役所庁舎及び市民局保健福祉センターに視覚・聴覚等に障がいのある人に音声や点字、磁気誘導等による情報の伝達を行える設備を配置します。また市役所等は防災拠点ともなることからオストメイト対応トイレの設備整備を順次進めます。

②居住環境の整備

兵庫県では、高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人々がいきいきと生活できるよう、生活基盤の整備を進めるため、福祉のまちづくり条例を制定しています。本市においても、この条例のめざすまちづくりを実現するため、多くの人々が日常的に利用する公共的な施設をはじめ、生活利便施設や、その周辺の道路などを安全・快適に利用し移動することができるよう、公共施設や道路の改善、整備を推進します。

民間施設についても、中小企業者等の施設改修費用について助成することにより改修の促進を図り、重点地区等における官公庁舎、道路及び公園等との一体的な整備を促進します。

市が実施したアンケート調査でも、道路の段差解消や歩道の整備、身障者用トイレの整備、点字ブロック・音声信号機の整備、身障者駐車場スペースの増加など、ハード面の整備を求める声が多く寄せられており、居住環境・生活環境の整備に努めます。

次に、国県の基本方針は平成23年度末までに現在の身体・知的障害者支援施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することを目標として掲げていますが、宍粟市においては平成20年9月1日付施設入所者調査において地域移行希望者が全く無かったことから、平成20年9月末現在の施設入所者数から1

期計画期間の実績数値である3%にあたる4名が施設を退所され、地域生活に移行されるものと見込み、目標数値として設定します。

削減する目標を掲げたことによる居住の場の確保方策として共同生活援助（グループホーム）又は共同生活介護（ケアホーム）の整備を促進します。整備は民間によるものとし、事業者や保護者等による整備について居住サービスの確保のため支援を行いません。

さらに、入院中の精神障がいのある人のうち受入が整えば退院可能な精神障がいのある人の地域生活への移行の目標については、国・県方針により宍粟市は平成23年度末までに21名が地域で生活ができるように支援することを求められており、平成20年9月末日現在で6名が地域生活に移行されていることから、残りの15名の地域生活移行を目標数値として設定します。

地域生活移行の目標を掲げたことによる居住の場の確保方策として共同生活援助（グループホーム）又は共同生活介護（ケアホーム）の整備を促進します。整備は民間によるものとし、事業者や保護者等による整備について日中活動系サービス（生活訓練ホームなど）や訪問系サービス（居宅介護など）の確保のため支援を行なうとともに、在宅生活の継続のために必要なサービス提供の確保に努めます。

③生活環境の整備

障がいのある人が地域での生活を継続するためには、家族や地域の支援とともに、障害福祉サービス等の利用が必要となります。

障害福祉サービスの一つである居宅介護等について、現在、市内にサービス提供事業所が7カ所、ガイドヘルプ提供事業所が6カ所あります。

障害者自立支援法の施行後、居宅介護等の従事者については、平成18年9月30日までは介護保険法に規定する居宅介護従事者養成研修（1～3級）修了者を要件としており、宍粟市においても同様の取扱いとしています。

しかしながら、知的や精神に障がいのある人の介護や、視覚や全身性障害をもつ人、さらに知的に障がいのある人の移動介護については、障害特性に即した対応が必要であることから、厚生労働省令に定める行動援護従事者研修や移動介護従事者研修の受講も要件にしています。

ただ、全国的に研修の需要が伸びていながら、研修の受講機会が少ないこと、また研修場所が遠方であることなどから受講できない状況があります。

居宅介護等の利用量が増えない理由として、家族介護が主であることの他に、事業所が派遣できるヘルパーの不足もその要因の一つであると考えため、サービス提供の確保策として、介護従事者研修を実施します。

その他の障害福祉サービスについても相談支援体制の充実とともにサービス必要量の確保に努めます。

④外出支援の推進

宍粟市は広い市域を有し、かつ放射状の地形ですが鉄道はなく、公共交通をはじめとして自動車交通に依存している状況です。障がいのある人の自立と社会参加の促進、就労支援、保健福祉の向上に資するため、公共交通機関の利用が困難で、外出が困難な高齢者や障がいのある人に対する外出支援の推進を図ります。

市が実施したアンケート調査でも、宍粟市の地理的条件から公共交通機関の不便を訴えられており、路線バス・もしもしバス・外出支援サービスなどの交通手段の確保、拡充を求める声が多く寄せられております。また、知的に障がいのある人が外出される際には半数近い方が介助の必要性を言われており、市全体の公共交通とあわせて外出支援サービス事業を見直し推進していきます。

Ⅱ. 地域で共に暮らせるための地域づくり・地域活動支援

障がいのある人者の自立と社会参加を促進するため、各種障害者団体の活動や地域活動への支援を図ります。

(1) 自立と社会参加

①自主活動の支援

市が実施したアンケート調査から、「同じ障がいのある人との仲間づくりや交流がしたい」との声が寄せられていた。介護者からは、知的や精神に障がいのある人の介護者は介護時間に12時間以上費やしており、結果、疲れ気味・病気がちと訴えられる方も多く、介護者の交流や支援も必要です。両面からの支援体制整備に努めます。

②心のバリアフリーの推進

障がいのある人や高齢者が生活していくうえで、段差などの物理的な障壁（バリア）だけでなく、社会的・制度的・心理的なすべての障壁（バリア）を取り除くことが必要です。市民の障害者福祉への意識啓発などの取り組みを推進します。

③地域福祉の推進

従来 of 行政主導ではなく、自治会などの地縁を主とした組織の活動による相互扶助機能の拡充はもとより、多様化した福祉ニーズに対応するためにも、地域を問わず活動しているNPO法人やボランティアを含めた多様な担い手の参

画と連携によって、地域福祉の推進を図ります。

④権利擁護体制の充実

保健、福祉、医療各機関と行政が連携し、障がいのある人や高齢者を守るためのネットワークづくり、また、成年後見制度の利用支援などの体制整備を進めます。

虐待を疑われる事例等が発生した場合の、緊急対応までの支援の方法を含めたマニュアルを作成します。

Ⅲ. 療育と相談体制の充実と連携の強化

障がいの発生予防と早期発見・早期療育を図るため、健康相談・健康診断等の充実に努めるとともに、療育訓練の確保など、総合的な予防・治療・保育体制の整備を図ります。

また、教育・医療・保健・福祉の連携体制を強化し、すべてのライフステージに沿った支援体制の構築に努めます。

(1) 情報提供と相談体制の充実

①情報入手の支援

県及び国の地方機関と連携し、市広報などで福祉コーナー等を設けて各種相談や行事日程、福祉サービス等についての情報提供に努めます。アンケート調査でも制度を知らないという声が多数を占め、必要な情報が提供できていなかったことがあらわれており、情報提供手段について、さらに拡充していきます。

また、点字・朗読・手話・要約筆記等各ボランティアの養成、派遣等ができる体制をさらに強化し、障がいのある人に対する的確な情報提供に努めます。

さらに、宍粟市地域情報基盤整備事業においても、障がいのある人への情報提供に努めます。

特に、災害等の緊急時の情報伝達について、防災担当部局と連携しながら、初動対応、被害情報収集、自主防災組織などの地域防災体制の充実強化を図っていきます。

②相談体制の充実

障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族に対する保健、医療、福祉その他全般にわたるサービスのコーディネートができる相談体制を整備します。

市が実施したアンケート調査では、現在の相談体制として医療機関や障害者

相談員への相談者が多く、市役所など公的な機関組織への相談が少ないことがわかったため、より相談しやすい体制整備に努め、1次的相談を、身近な市民局や相談員、民生委員などで受け、その内容により専門相談や個別ケア会議などで対応するシステムを整備していきます。

平成20年10月にサービス提供事業所を対象に実施したアンケートにおいて、地域生活を支援するためにサービス利用のコーディネートをはじめ障がいのある人ご本人やその家族をトータルに支援できる相談支援事業が必要という声が多く寄せられており、宍粟市は相談支援事業を市事業として実施していますが、今後は相談支援事業者による相談支援事業の実施を併用し、関係機関と連携しながら、より地域生活をサポートできる相談支援体制を構築します。

障がいのある児童、またその疑いのある児童とその保護者の相談事業として、市独自の事業として乳幼児発達相談や児童思春期相談、親と子のこころの相談事業等を行っているが継続して実施するとともに、平成19年度から西播磨4市3町が共同で行っている療育相談事業も活用しながら早期療育に努めます。

また、発達障害者支援法（平成17年4月施行）により、発達障害のある人のライフステージに応じた継続的な支援を行なうため、保健・福祉部局、教育委員会等の連携により発達障がいのある人の情報を時系列に集積し、就学のみならず卒業後の就労をはじめ地域での生活までの一貫した支援のために、支援に関わる関係機関がそれぞれに持つ情報を共有し、引き継いでいけるようサポートファイルを作成し、相談支援体制を整備します。

（2）教育・育成の充実

①就学前児童育成の充実

障がいのある児童がいきいきと個性を発揮し、その能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障がいの早期発見、早期療育が必要です。本市においては、1歳6か月児・3歳児健診を保健福祉センターで実施し、発達への支援が必要な場合は、心理相談員による相談、指導や、発達を促すための医療機関等の紹介、また継続観察を続けています。

今後も、健診や健康相談を一層充実し、障がいの早期発見、早期療育に努めます。また、関係機関や当事者団体等との連携を深め、発達障害等の疑いのある子どもを育てる保護者へ、障がいに対する理解を促進していきます。

②学校教育の充実

障がいの多様化や内容の複雑化、また、発達障害等の対応が困難な障がいが増加しているため、学校教育の場での指導体制や内容の充実が求められています。

また、障がいのある子の持っている能力や可能性を引き出し、将来、自立した生活がおくれるよう特別支援教育や発達障害児への支援に対する研修や個別事例の検討など、教職員や保育に携わる職員の研修等を実施するとともに、地域住民など周囲の方々の障がいに対する一層の理解を求めるため、普及啓発に努めます。

また、保健・療育・教育の各分野間の連携による、早期療育への支援体制の充実を図るため、療育連絡会や就学のための教育連携連絡会等を開催し関係機関との情報交換・協力体制づくりを推進します。

IV. 就労機会の確保と社会参加の促進

住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、就労機会の確保は行政の責務であり、市内事業所の理解と協力を求めるとともに、公共職業安定所、西播磨障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携を密にしながら、一般就労の機会の確保に努めます。

また、一般就労の困難な障がいのある人の自立に向け、就労を支援する事業所と連携を図りながら、就労機会と社会参加を促進します。

(1) 就労・訓練対策

①就労の促進

就労先の開拓や斡旋、職業研修、定着支援、就業後のアフターケア、相談など雇用促進を図るため、就労支援を行う体制整備に努めます。

②福祉的就労の場の提供

市が実施したアンケート調査では、知的に障がいのある人の約40%近い方が学校や作業所に通われているが、精神保健手帳所持者では、入院または家で過ごす方が50%にのぼり、障がいによる特性があらわれています。

また、就労されている場合でも、「収入が少ない」、「人間関係がうまくいかない」などの回答が約40%を占めており、仕事をしていない理由としては、「働ける心身状態ではない」が約63%、ついで「受け入れてくれる職場が少ない」とのことであり、働ける場づくりや、地域活動支援センターの充実などの基盤整備を整える体制づくりを推進します。

小規模作業所についても障害者自立支援法に基づく事業体系への移行ができるよう支援することにより、福祉的就労の場や、日中の居場所としての作業所の存続に努めます。

③障がいのある人の雇用促進

市が実施したアンケート調査から、当事者や家族から障がいによる弊害から就労できないため、職業訓練や生活訓練などの準備段階の対策を求める声が寄せられており、市職員、医療従事者や福祉サービス従事者、さらに一般市民の障害者福祉に対する意識啓発に努めます。

さらに、構成員として商工会にも参加いただき設置した福祉支援ネットワーク連絡会議等を活用し、市内事業所への啓発や周知を図り、雇用の場の確保に努めます。

市役所が雇用する職員についても法定雇用率の遵守は当然のことながら、正規・非正規雇用の職員の採用について前向きに進めます。

④福祉施設との随意契約による市事業の委託等

地方自治法施行令の改正により地方自治体等の官公庁が障害者支援施設等からの物品の調達や役務の提供等を優先的に発注することができるようになりました。工賃水準の引き上げや就労の場の確保のため、宍粟市においても作業所等の業務を把握し、発注可能な市業務について随時発注できるよう、横断的な連携を図ります。

また、販路拡大に向け事業所のスキルアップや新たな事業展開を図れるよう支援していきます。

市内のNPO法人、授産施設、地域活動支援センター、小規模作業所、宍粟市商工会、宍粟市社会福祉協議会と行政で構成する宍粟市福祉支援ネットワーク連絡会と連携し、さらに宍粟市ボランティア連絡協議会等関係機関の協力をいただきながら、地域住民に対してNPOや作業所等の活動の啓発やPRを行う場を作り、市内作業所等の授産製品の利用促進を図れるよう支援していきます。

⑤日中活動の場の充実

市が実施したアンケート調査から、当事者がやりたいこととして、働きたい、趣味・創作活動、同じ障がいのある人との仲間づくりや交流が多数を占めており、新しい事業として市が実施する地域生活支援事業で取り組めるように努めます。

就労以外の目的として居場所の役割も大切であり、小規模作業所・地域活動支援センターの運営について引き続き支援をします。

障がいのある児童のいる家庭では主に母が介護者となり、学校でも家庭でも常時介護をされている状態で、介護負担も大きく、また就労も希望どおりの就労が難しい現状である。特に、学校の夏休み期間中には日中一時支援事業も希望者が多く利用がしづらいとの声も聞いています。

学童保育・預かり保育・放課後こども教室等も受け入れ場所の都合等で障がいのある児童の受入が困難な状態であり、障害者自立支援法施行後3年が経過するため法の見直しのための審議会が開かれており、その中で児童デイサービス事業のあり方について議論されていますが、その状況を踏まえながら、タイムケア事業を実施します。

3. 地域生活又は一般就労への移行の数値目標

1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国県の基本方針は平成23年度末までに現在の身体・知的障害者支援施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行することを目標として掲げていますが、宍粟市においては平成20年9月1日付施設入所者調査において地域移行希望者が全く無かったことから、平成20年9月末現在の施設入所者数から1期計画期間の実績数値である3%にあたる4名が施設を退所され、地域生活に移行されるものと見込み、目標数値として設定します。

削減する目標を掲げたことによる居住の場の確保方策として共同生活援助（グループホーム）又は共同生活介護（ケアホーム）の整備を促進します。整備は民間によるものとし、事業者や保護者等による整備について居住サービスの確保のため支援を行いません。

目標数値

項目	数値	考え方
現入所者数 (A)	106人	平成20年9月30日現在入所者数
地域生活移行者目標数	11人	$(A) \times 10\% \approx 11$ 人 施設入所からグループホーム等へ移行する者
入所者削減目標数 (B)	4人	$(A) \times 3\% \approx 4$ 人
平成23年度末入所者数	102人	$(A) - (B)$

※ 平成20年12月31日現在、他市町のグループホーム・ケアホーム5箇所にて6人入居中

第2期計画期間中のグループホーム又はケアホームの整備計画

箇所数	2箇所
入居定員	10人

※ 宍粟市内には知的障害者グループホーム又はケアホームが整備されておらず、県内他市町に比べ施設入所者の地域移行が進んでいない現状を考慮し、1期計画において今後の地域移行の受け皿としてグループホーム又はケアホーム（定員5人）の2ユニットの整備について計画をしたが未整備であり、2期計画において整備する計画とします。

2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神に障がいのある人のうち受入が整えば退院可能な精神障害者の地域生活への移行の目標については、国・県方針により宍粟市は平成23年度末までに21名が地域で生活ができるように支援することを求められており、平成20年9月末日現在で6名が地域生活に移行されており、残りの15名の地域生活移行を目標数値として設定します。

削減する目標を掲げたことによる居住の場の確保方策として共同生活援助（グループホーム）又は共同生活介護（ケアホーム）の整備を促進します。整備は民間によるものとし、事業者や保護者等による整備について日中活動系サービス（生活訓練ホームなど）や訪問系サービス（居宅介護など）の確保のため支援を行なうとともに、在宅生活の継続のために必要なサービス提供の確保に努めます。

目標数値

項目	数値	考え方
退院可能精神障害者数	21人	平成18年6月30日現在
減少目標数	15人	平成23年度末までに減少を目指す数

※ 平成20年12月31日現在、他市町のグループホーム・ケアホーム2箇所にて4人入居中

第2期計画期間中のグループホーム又はケアホームの整備計画

箇所数	1箇所
入居定員	5人

※ 宍粟市内には精神障害者グループホーム又はケアホームが整備されておらず、県内他市町に比べ地域移行が進んでいない現状を考慮し、今後の地域移行の受け皿としてグループホーム又はケアホーム（定員5人）1ユニットの整備について計画をしました。国の地域生活への移行の数値目標と本整備との差16名については他の障害福祉サービスの利用により在宅生活を送れるように支援することとして、整備目標を設定しました。

3) 福祉施設等からの一般就労への移行

国の基本方針では、福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて平成23年度中に一般就労に移行する者の数を、現時点の一般就労への移行実績の4倍以上にするとともに、平成23年度までに現時点の福祉施設利用者のうち2割以上の者が就労移行支援事業を利用して福祉施設において就労することを目標として定めています。

宍粟市では、兵庫県における福祉施設の一般就労移行率（平成17年度実績1.1%）と、特別支援学校卒業生の一般就労率（平成19年度実績21%）を基に、平成23年度中に福祉施設又は特別支援学校から5人が一般就労することを目標とし、それに加えて地域で生活、また一般の学校に通っている子供たちについても、西播磨就業・生活支援センター、ハローワークなど関係機関との連携を図るとともに、現時点の福祉施設の利用者及び今後の利用者を勘案した数（31人）のうち、7人が就労移行支援事業を利用することを目標とします。

なお、宍粟市立知的障害者通所授産施設さつき園は、新たな事業体系として自立訓練（生活訓練）事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業（B型）を選択することにより、利用者の就労支援を図ります。

目標数値

区分	対象者数	一般就労見込数	考え方
・施設利用者	31人	0.4人	31人×1.1%
特別支援学校高等部卒業生数	4人	0.8人	4人×21%
合計	35人	1.2人	
一般就労目標数（平成23年度）		5人	1.1人×4倍
就労移行支援事業移行目標数		7人	31人×20%

（参考）県内施設の一般就労移行率

項目	身体	知的	精神	合計
H17実績	0.6%	0.9%	12.5%	1.1%

(参考) 特別支援学級、特別支援学校在籍者数 (平成 20 年 12 月 31 日現在)

区 分	宍粟市
特別支援学級	38 人 (A)
特別支援学校小中等部	19 人 (B)
特別支援学校高等部	18 人
総 計	75 人

※ 平成 23 年度における宍粟市の卒業生数を 6 人と見込みます。

$(38 \text{ 人(A)} + 19 \text{ 人(B)}) \div 9 \text{ 学年} = 6 \text{ 人}$

なお、福祉施設等から一般就労への移行のみならず、離職者（一旦一般就労したものの、その後離職した者）の再チャレンジや在宅にいる障がいのある人に対する就職支援、また現在就職中の障がいのある人の支援について、西播磨就業・生活支援センター等と連携し取り組みを進めます。

4. 障害福祉サービスの必要量とその確保のための方策

障がいのある人が希望する暮らしの実現や、その意欲や能力（適性）に応じた活動を保障するため、特に障害福祉サービスの種類ごとに必要な量の見込み及びその必要量の確保のための方策等について、次のとおり定めます。

I. 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅内で入浴や排せつの介助、調理の援助などを行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由がある人に、自宅での介護から外出時の移動支援まで総合的に行ないます。

サービスの見込量

(1) 居宅介護・重度訪問介護

・平成 20 年 9 月の居宅介護利用者の月平均利用時間数（433 時間）を基に、平成 23 年度末までに施設入所又は入院から地域移行を目指す 26 人（施設入所者の地域生活移行予定者数 11 人・精神退院可能入院患者 15 人）が同程度

のサービスを利用するものと見込んで、平成23年度末時点での必要量を252時間増の803時間と設定します。

重度訪問介護については、平成20年度の重度訪問介護利用者1名が継続して利用されるとして、月平均利用時間数(180時間)を必要量として設定します。

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護	371時間	465時間	623時間
	19人	19人	25人
重度訪問介護	180時間	180時間	180時間
	1人	1人	1人

(上段：利用見込時間数 下段：利用見込人数)

見込量確保のための方策

- 障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス事業者に専門的人材の確保およびその質的向上を図るよう働きかけます。
- 事業所における人材確保が図れるよう、居宅介護従業者の養成と、さらに障がい特性に即した介護が求められることから、従業者のスキルアップが図れる研修事業等を推進します。
- 市直営で実施している相談支援事業について、相談支援事業者を確保し、事業者による相談支援事業を併用し、関係機関と連携しながら、より地域生活をサポートできる体制を構築します。

Ⅱ. 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所のサービスがあります。

①生活介護

おもに日中に施設などで介護サービスや創作的活動の機会などを提供します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画により行います。

③就労移行支援

就労を希望する人に、知識や能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画により行います。

④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での雇用が困難な人に、働く場の提供や知識や能力向上のための

訓練を行います。

④児童デイサービス

障がいのある（疑いのある）児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

⑤短期入所

介護する人が病気の場合などに、宿泊による短期間の施設利用により、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

サービスの見込量

(1) 生活介護

現時点での生活介護利用者(65人)に旧法支援施設の新体系移行計画及び、現在の入所待機者3人を加え、さらに地域生活移行による退所予定等を勘案して見込んだ数を月間利用人員(87人)とし、その者が一人一月あたり23日(月利用最長日数)サービスを利用するものと見込んで必要量を設定します。

(2) 自立訓練(機能訓練)

現時点での自立訓練(機能訓練)利用者(2人)に、新規利用と地域生活移行による退所予定等を勘案して見込んだ数を月間利用人員(3人)とし、その者が一人一月あたり23日(月利用最長日数)サービスを利用するものと見込んで必要量を設定します。

(3) 自立訓練(生活訓練)

現時点での自立訓練(生活訓練)利用者(2人)に、新規利用と地域生活移行による退所予定等を勘案して見込んだ数と、さらに宍粟市立知的障害者通所授産施設さつき園の新体系移行による利用者数を合算した数を月間利用人員(8人)とし、その者が一人一月あたり23日(月利用最長日数)サービスを利用するものと見込んで必要量を設定します。

(3) 就労移行支援

現時点での就労移行支援利用者(2人)に、特別支援学校新卒者等の新規利用者数と、さらに宍粟市立知的障害者通所授産施設さつき園の新体系移行による利用者数を合算した数を月間利用人員(12人)とし、その者が一人一月あたり23日(月利用最長日数)サービスを利用するものと見込んで必要量を設定します。

(4) 就労継続支援（A型）

現時点での就労継続支援（A型）利用者は無く、また市内にA型事業所が無いこと、県内でも事業所がわずかであることから利用が見込めないと状況です。

国の基本方針では就労継続支援全体の3割をA型の利用者とする目標となっていますが、市として利用無しで見込みます。

(5) 就労継続支援（B型）

現時点での就労継続支援（B型）利用者（10人）に、特別支援学校新卒者等の新規利用者数と、さらに宍粟市立知的障害者通所授産施設さつき園の新体系移行による利用者数を合算した数を月間利用人員（53人）とし、その者が一人一月あたり23日（月利用最長日数）サービスを利用するものと見込んで必要量を設定します。

(6) 児童デイサービス

現時点の利用者数（10人）に、今後の宍粟市の年間出生見込数230人中の障害発生予測数を出生数の約2.5%と見込み求めた数、平均5人から加齢に伴う児童デイサービス対象外児童（平均3人）を除いた人数を月間利用人員（22人）とし、その者が一人一月あたり2.6日（平成20年度における月平均利用日数）サービスを利用するものと見込んで必要量を設定します。

(7) 短期入所

現時点の利用者（8人）に、新規利用と地域生活移行による退所予定等を勘案して見込んだ数を月間利用人員（14人）とし、その者が一人一月あたり7.5日（平成20年度月平均利用日数）サービスを利用するものと見込んで必要量を設定します。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	1,978 人日	2,024 人日	2,001 人日
	86 人	88 人	87 人
自立訓練 (機能訓練)	46 人日	69 人日	69 人日
	2 人	3 人	3 人
自立訓練 (生活訓練)	46 人日	46 人日	184 人日
	2 人	2 人	8 人
就労移行支援	115 人日	138 人日	276 人日
	5 人	6 人	12 人
就労継続支援 (A型)	0 人日	0 人日	0 人日
	0 人	0 人	0 人
就労継続支援 (B型)	414 人日	506 人日	1,219 人日
	18 人	22 人	53 人
児童デイサービ ス	42 人日	51 人日	60 人日
	16 人	19 人	22 人
短期入所	75 人日	90 人日	105 人日
	10 人	12 人	14 人

(上段：利用見込日数 下段：利用見込人数)

見込量確保のための方策

- 障がいのある人が身近な地域で就労移行支援、就労継続支援を利用できるよう新体系サービスへの移行を事業者に働きかけます。
- 市役所や市関係施設等において、障害者支援施設に委託できる仕事を出し合うしくみを構築し、身近な地域での福祉的就労を支援します。
- 日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などを必要とする児童に対し、児童デイサービスの利用を促進し、早期療育に努めます。

Ⅲ・居住系サービス

居住系サービスには、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援のサービスがあります。

①共同生活介護（ケアホーム）

日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的・精神障害者に、共同生活の場で介護などを行います。

②共同生活援助（グループホーム）

日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している知的・精神障害

者に、共同生活の場で相談や日常生活の援助を行います。

③施設入所支援

介護が必要な人や通所が困難な人に居住の場を提供し、夜間における日常生活の支援を行ないます。

サービスの見込量

(1) 共同生活援助・共同生活介護

現利用者（知的11人）に加え、地域生活移行に向けた施設退所見込者及び受け入れ条件が整えば退院可能な精神に障がいのある人として平成23年度末までに8人がグループホーム又はケアホームに入居することにより地域移行するものとして必要量を見込み、グループホーム又はケアホームの整備を支援します。

見込量確保のための方策

- 施設から地域生活への移行を進めるため、知的や精神に障がいのある人のためのグループホームやケアホームの確保に努めます。
- グループホームやケアホームの整備にあたって、事業者に対する支援を行ないます。
- グループホームやケアホームの整備にあたって、市民に対して障がいについての理解を普及啓発します。
- 在宅の障がいのある人が、保護者の高齢化等の理由により在宅からグループホーム又はケアホームへの移行を必要とする場合において、一定期間保護者又は家庭から独立して地域の中で生活していくための訓練を行うサービスの提供方法等について、当事者団体、関係事業者等と協議し支援します。

(2) 施設入所支援

サービスの見込量

現時点での施設入所者（106人、旧身体障害者更正施設を除く）が、平成23年度までに11人地域へ移行すると見込む一方で、新規入所者が7人（現時点での入所待機者含む）発生するものと見込み、施設入所支援並びに旧入所サービスで平成23年度末における施設入所者数が102人になるものと見込みます。

IV. 相談支援

入所施設から地域生活へ移行する者と入院から地域生活へ移行した精神に障

がいのある人を、自らサービスの利用調整が困難な単身の障がいのある人等計画的なプログラムに基づく支援が必要な者として見込み、その支援に努めます。

サービスの見込量

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援	7 件月	13 件月	24 件月
	7 人	13 人	24 人

(上段：利用件数 下段：利用者数)

見込量確保のための方策

●障害者自立支援法の見直しのなかで、障がいのある人が受けるサービスが適切で必要かつ十分なものとなるよう、そのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入し、サービス利用計画に基づくサービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているかを確認するために、一定期間ごとにモニタリングを実施する方向で検討されています。平成 20 年 10 月にサービス提供事業所を対象に実施したアンケートにおいて、地域生活を支援するためにサービス利用のコーディネートをはじめ障がいのある人ご本人やその家族をトータルに支援できる相談支援事業が必要という声が多く寄せられており、宍粟市は相談支援事業を市事業として実施していますが、サービス利用計画作成等のケアマネジメント業務も含めて、今後は相談支援事業者による相談支援事業の実施を併用し、関係機関と連携しながらより地域生活をサポートできる体制を構築します。

V. 宍粟市立知的障害者通所授産施設さつき園について

宍粟市立知的障害者通所授産施設さつき園は、昭和51年4月1日に開設し、平成21年3月末日で設立33年を迎えます。

この間、定数増（5名）や、隣接地に手をつなぐ育成会運営の町立小規模作業所を設置し運営してきましたが、建物・設備ともに老朽化しており、さつき園においては、障害者自立支援法に基づく新体系事業として、自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援B型事業所への移行に向け準備をしていますが、建物の新築や定数さらに運営方法についての検討が不可欠となっています。

平成23年度中の新体系事業移行をめざし、施設整備（建物・設備の新設）、運営方法等を決定します。

施設整備計画年度	平成22～23年度
新体系移行予定事業	自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援
新体系移行予定	平成23年度または平成24年4月1日

5. 地域生活支援事業の実施に関する事項とその確保のための方策

障害者自立支援法の施行により、平成18年10月から新たに市が地域の特性に応じて事業を実施できる地域生活支援事業がはじまりました。

地域生活支援事業とは、障がいのある人がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、市町村が実施主体となって地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、そのことにより障害者（児）の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものです。

障がいのある人の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業、障がいのある人等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業は必須事業であり、その他、市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことができ、宍粟市においても次の事業を実施するとともに、その確保のための方策について、次のとおり定めます。

I. 相談支援事業

(1) 相談支援事業

相談支援事業は、障がいのある人やその保護者又は障がいのある人の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように助言を行います。

①障害者相談支援事業

地域の障がいのある人の福祉に関する問題に対して、障がいのある人やその保護者、または介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。

②地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場になります。

③成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障がいのある人、障害福祉サービスの利用契約の締結等は適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援します。

サービスの見込量

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障害者相談支援事業	1	1	1
地域自立支援協議会	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

(実施 無：0 有：1)

見込量確保のための方策

- 平成20年10月にサービス提供事業所を対象に実施したアンケートにおいて、地域生活を支援するためにサービス利用のコーディネートをはじめ障がいのある人ご本人やその家族をトータルに支援できる相談支援事業が必要という声が多く寄せられました。宍粟市は相談支援事業を市事業として実施していますが、相談支援事業のあり方について地域自立支援協議会で協議するとともに、今後も関係機関と連携しながら地域生活をサポートできる体制をとっていきます。
- 障がいのある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や関係機関との連携を図り、成年後見制度利用支援事業の推進も含めて、より細やかな相談支援事業を実施します。

Ⅱ. コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

サービスの見込量

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
コミュニケーション支援事業	10 人	10 人	18 人

(利用見込者数)

見込量確保のための方策

- 手話通訳者・要約筆記奉仕員の養成や派遣に努めるとともに、ボランティアグループ活動への支援を行います。

Ⅲ. 日常生活用具給付等事業

障がいのある人に対し、必要性や価格、家庭環境等を調査し、身体障害者更正相談所等の助言を求めながら、自立生活支援用具等の日常生活用具給付が真に必要な者に、適正な用具を低廉な価格で購入し給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

①介護・訓練支援用具

特殊寝台・特殊マット・入浴担架・移動用リフトなど

②自立生活支援用具

入植補助用具・頭部保護帽・杖・特殊便器・聴覚障害者用屋内信号装置など

③在宅療養等支援用具

ネブライザー（吸入器）・吸引機・盲人用体温計など

④情報・意思疎通支援用具

点字ディスプレイ・視覚障害者用拡大読書器・聴覚障害者用情報受信装置など

⑤排泄管理支援用具

ストマ装具・紙おむつなど

⑥居宅生活動作補助容疑（住宅改修費）

障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

サービスの見込量

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日常生活用具給付事業	100 件	100 件	100 件

(給付見込件数)

見込量確保のための方策

- 日常生活用具の利用希望者の把握に努めます。
- 日常生活用具に関する情報提供の充実に努めます。

IV. 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加の促進を図ります。本事業は、宍粟市の公共交通及び外出支援サービス事業と整合を図りながら進めていきます。

サービスの見込量

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
移動支援事業	7 カ所	4 人	7 カ所	5 人	7 カ所	6 人

(実施箇所数・利用見込者数)

見込量確保のための方策

- サービス提供事業者の確保ならびに人材育成に努めます。

V. 地域活動支援センター基礎的事業・機能強化事業

在宅の身体、知的、精神に障がいのある人が通いながら行える創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センター機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

①基礎的事業

地域活動支援センターの基礎的事業として、利用者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行います。

②機能強化事業

基礎的事業に加え、機能訓練、社会適応訓練等、事業の機能強化を図るため、事業を行います。

サービスの見込量

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
基礎的事業	3 カ所	42 人	3 カ所	44 人	4 カ所	52 人
機能強化事業	3 カ所	42 人	3 カ所	44 人	4 カ所	52 人

(実施箇所数・利用見込者数)

見込量確保のための方策

- 地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人の把握に勤めます。
- 地域活動支援センター事業所の存続・充実に向け、相談・指導等の支援に努めます。

VI. その他の事業

①訪問入浴サービス事業

地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、自宅を訪問し、居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

サービスの見込量

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
訪問入浴サービス事業	1カ所	2人	1カ所	2人	1カ所	2人

(実施箇所数・利用見込者数)

見込量確保のための方策

- 障がいのある人やその家族への事業周知に努めます。

②更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者寮護施設及び国立施設を除く）に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

サービスの見込量

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
更生訓練費給付事業	2カ所	3人	2カ所	3人	2カ所	3人

(実施箇所数・利用見込者数)

見込量確保のための方策

- 事業利用者の把握に努めます。

③社会参加促進事業

ア、スポーツ・レクリエーション教室等開催事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。

イ、点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障がいのある人が地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的に障がいのある人に提供します。

さらに、宍粟市地域情報通信基盤整備事業による情報提供に努めます。

ウ、奉仕員養成研修（派遣）事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修（派遣）事業を支援します。

エ、自動車運転免許取得・改造助成事業

社会参加、地域生活を支援するため、自動車免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

サービスの見込量

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
スポーツ・レクリエーション 教室等開催事業	1	1	1
点字・声の広報等 発行事業	0	1	1
奉仕員養成研修 (派遣) 事業	1	1	1
自動車運転免許取 得・改造助成事業	運転免許取得 3 件 自動車改造 2 件	運転免許取得 3 件 自動車改造 2 件	運転免許取得 3 件 自動車改造 2 件

(実施 無：0 有：1、自動車運転免許取得・自動車改造助成は利用件数)

見込量確保のための方策

- 事業利用者の把握や、事業の周知に努めます。

④生活支援事業

ア、生活訓練等事業

障がいのある人に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行うとともに、コミュニケーションの対応方法、対人関係の築き方等の助言を行います。

イ、本人活動支援事業

障がいのある人が、自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援します。

サービスの見込量

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
生活訓練等事業	1 カ所	15 人	1 カ所	15 人	1 カ所	15 人

(実施箇所数・利用見込者数)

見込量確保のための方策

- 事業利用者の把握や、事業の周知に努めます。
- 市デイケア事業等を継続して実施します。

⑤日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息をとれるよう事業を実施します。

サービスの見込量

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数	実施箇所数	利用者数
日中一時支援事業	5ヶ所	15人	5ヶ所	16人	6ヶ所	18人

(実施箇所数・利用見込者数)

見込量確保のための方策

- 事業利用者の把握や、事業の周知に努めます。
- サービス提供事業所の確保に努めます。

今後の課題

障がいのある児童のいる家庭では主に母が介護者となり、学校でも家庭でも常時介護をされている状態で、介護負担も大きく、また就労も希望どおりの就労が難しい現状である。特に、学校の夏休み期間中には日中一時支援事業も希望者が多く利用がしづらいとの声も聞いています。

学童保育・預かり保育・放課後こども教室等も受け入れ場所の都合等で障害児の受入が困難である場合もあり、障害者自立支援法施行後3年が経過するため、法の見直しに向け審議会が開かれており、その中で児童デイサービス事業のあり方について議論されていますが、その状況を踏まえながら、タイムケア事業を実施します。

⑥知的障害者職親委託事業

知的障がいのある人を一定期間、事業経営等を行っている個人（職親）にお預けし、社会生活を送る上での日常生活面の指導と、実際の職場で働くことで、今後の就労に向けた技能や知識、また働く力を身につけていただき雇用の促進と、就労後の職場定着をめざします。

サービスの見込量

区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	職親委託数	利用者数	職親委託数	利用者数	職親委託数	利用者数
知的障害者職親委託事業	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

(職親人数・利用見込者数)

見込量確保のための方策

- 事業利用者の把握や、事業の周知に努めます。
- 職親登録者の拡大に努めます。

⑦訪問介護員養成研修等事業

平成 21 年 3 月 31 日現在で、市内には居宅介護等サービス提供事業所が 7 カ所、ガイドヘルプ提供事業所が 6 カ所あります。

障害者自立支援法の施行後、訪問介護等の従事者については、平成 18 年 9 月 30 日までは介護保険法に規定する居宅介護従事者養成研修（1～3 級）修了者を要件としており、宍粟市においても同様の取扱いとしています。

しかしながら、知的や精神に障がいのある人の介護や、視覚や全身性障害をもつ人、さらに知的に障がいのある人の移動介護については、障害特性に即した対応が必要であることから、厚生労働省令に定める行動援護従事者研修や移動介護従事者研修の受講を要件にしています。

ただ、全国的に研修の需要が伸びていながら、研修の受講機会が少ないこと、また研修場所が遠方であることなどから受講できない状況があります。

居宅介護等の利用量が増えない理由については、家族介護が主であることに加え、知的や精神に障がいのある人の介護をする資格を持っているヘルパーが少ないことなどから、事業所として派遣できるヘルパー不足もその要因の一つであると考え、市が実施主体となつての研修実施、あるいは民間事業者実施による介護従事者研修の実施について支援します。